



正副会長の活動状況

—会務報告—

日本弁理士会副会長

青木 博通

1. はじめに

令和7年度日本弁理士会の副会長を務めております青木博通です。どうぞよろしくお願ひいたします。

主担当の附属機関、地域会、委員会、WGは、以下の通りです。

外部団体としては、経済産業省北海道経済産業局、税関、日本関税協会、経団連、日本公認会計士協会、日本知財学会を担当しており、情報交換も行っております。ある団体からは、研修履歴がリアルタイムで見られる弁理士ナビについてお褒めの言葉を頂きました。

2. 会務報告

(1) 中央知的財産研究所

中央知的財産研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的とする附属機関です。

日本弁理士会のシンクタンク的な役割を担います。私も研究員として、長期にわたり、ご指導いただいた経験があります。

所長は中村仁先生です。

審議委嘱事項は、「知的財産推進計画にリンクする研究成果の抽出及び抽出結果の利用方法の検討」、「電子書籍化された『別冊パテント』への会員のアクセスを確保するための方策の検討」で、その他に、3つの委嘱事項があります。

これらの審議委嘱項を実行するために、中央知的財産研究所は、運営会議、正副所長会議、作業部会、研究部会から構成され、活動しています。

研究部会では、「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」、「知的財産と経済－技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯－」、「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは－権利成立段階と権利成立後の両面から－」が研究対象となっており、新たなテーマについても現在検討中です。

(2) 北海道会

北海道会は、2005年12月21日に日本弁理士会臨時事総会決議により設置され、今年20周年を迎えます。

会長は、富田尊彦先生です。

72名の弁理士と5つの弁理士法人が所属しています（2025年3月現在）。

知的財産権制度の普及のため、講演会や無料相談会の実施、発明くふう展への審査員派遣などを行っており、ホームページでは弁理士検索システムも提供しています。

また、特許庁、北海道経済産業局、北海道庁、（公社）発明協会、商工会議所、弁護士会等との交流も行っています。

(3) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、1) 選挙人名簿の作成、選挙の告示、候補者の推薦・立候補等の届出の受理、役員選挙広報の公示、投票及び開票の管理その他の選挙に関する事務の遂行、2) 開票所立会人及び郵便投票立会人の選任、当選人の決定その他選挙を実施するのに必要な事項の決定、3) 選挙権及び被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施にあたって生じた疑義についての決定、4) 選挙運動の監督を行う委員会です。

委員長は、折居章先生です。

役員定時選挙の締切日後に到達した投票用紙を検証し、その理由について検討しております。理由としては、選挙は到達主義であるが発信主義と勘違いしている、翌日配達がなされると勘違いしている（2021年10月1日から翌日配達の制度が廃止）等が考えられます。

本年度は、このような勘違いがないように、会員への案内状等で注意喚起する予定です。

(4) 業務対策委員会

業務対策委員会は、弁理士の職域に関する調査・研究、弁理士法第75条、第76条の違反行為に対する処置、その他の知的財産権関連事犯に対する防止策の検討、処置及び被害者救済の方策の策定を目的とする委員会です。

諮問事項は「非弁該當行為についての検討・外部へ向けての公開」、審議委嘱事項は「知財に関するグレーゾーンに関する研究」、「AIを用いた商標登録出願ほか特許庁に対する手続の支援サービスと弁理士法第75条との関係の検討」です。

これらの諮問事項等を実行するために、業務対策委員会は、以下の3つの部会に分かれて活動を行っています。

第1部会：外部DBを利用した非弁の疑いがあるものへの問い合わせ

第2部会：審議委嘱事項2（AI）

第3部会：審議委嘱事項1（グレーゾーン）

弁理士法75条、76条に違反する可能性のある行為（商標、AI関連が多い）を行っている個人、団体には、調査の上、問い合わせ状を会長、副会長名で送付し、対応をしております。その数は相当数に上ります。

悪質な事案には、刑事告発も視野にいれて対応します。

業務対策委員会の独自の調査も行っておりますが、会員からの情報提供による場合もあります。皆様の情報提供をお待ちしております。

(5) 意匠委員会

意匠委員会は、意匠制度についての政策提言を作成すること、意匠法、著作権法、不正競争防止法等デザインの保護制度及び審査基準に関する調査・研究、意匠に関する国際条約の調査・研究などを目的とする委員会です。

委員長は、森廣亮太先生です。

諮問事項は、「意匠法に関する法改正及び審査基準改訂に関する検討及び提言」、「意匠制度の運用に関する検討及び提言（意匠出願増を含む意匠制度の活用・活性化のための施策の検討・立案を含む）」であり、その他に「各種国際会議への参加（WIPO等）、参加支援及び情報収集、並びに会員への迅速な情報発信（都度発信）」など12の委嘱事項があります。

これらの諮問事項等を実行するために、意匠委員会は、以下の3つの部会に分かれて活動しています。

第1部会は、①仮想空間、②生成AI制度、③補正・分割・訂正について検討しています。①及び②は現在審議会で検討されている法改正マターであり、③は将来法改正の検討がなされる可能性のある事項になります。

第2部会では、登録意匠の分析を行っており、今年は、動的意匠と改正後の関連意匠を分析することになっています。

第3部会では、他国と比べて意匠出願数が少ないロカルノ分類を調査して、活用案の提案により出願数の増加を目指すと共に、国際系のイベントへの対応も隨時行っていく予定です。

その他、特許庁意匠課、日本知的財産協会意匠委員会、日本インダストリアルデザイン協会（JIDA）などとの情報交換も積極的に行ってています。

(6) 商標委員会

商標委員会は、商標制度についての政策提言の作成、商標の制度及び審査基準の調査・研究、不正競争防止法、著作権法及び商標関係条約に関する重要事項について関係官庁、諸団体等に適切に対処すること等を目的とする委員会です。

委員長は、中山真理子先生です。

諮問事項は、「商標制度、商標法の法改正又は審査基準の改訂に関する検討及び提言」であり、その他に「商標法の改正及び商標法に関する審査基準等の改正に対する対応」など16の委嘱事項があります。

これらの諮問事項等を実行するために、商標委員会は、以下の3つの小委員会に分かれて活動を行っています。

第1小委員会：拒絶理由通知等の理由の記載に関する分析検討

第2小委員会：審判実務の課題について 商標法第4条第1項第11号の商標の類否判断の均質性に関する分析検討

第3小委員会：国際会議対応

その他、特許庁商標課・審判部や日本知的財産協会商標委員会との意見交換会も行っています。

今年は、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループが再開され、コンセント制度等について検討される予定です。

(7) 貿易円滑化対策委員会

貿易円滑化対策委員会は、知財の模倣対策に関する調査・研究、関税法等による水際取締りの検討等を目的とする委員会です。

委員長は、鷹野亨先生です。

委嘱事項は、「日本及び海外の模倣品問題（インターネット関連を含む）を改善するための模倣品対策・水際対策（日本の税関制度運用等）についての情報収集及びそれに基づく提言、並びに会員への迅速な情報発信（都度発信）」、「模倣品・税関に関する国内関係官庁（経済産業省、財務省及び外務省等）、並びにIIPPF（国際知的財産保護フォーラム）、CIPIC（日本税関協会）、WCO（世界税関機構）、中華商標協会、その他模倣品・税関関連団体等との交流、情報・意見交換及び連携強化」など9つあります。

これらの委嘱事項を実行するために、貿易円滑化対策委員会は、以下の2つの部会に分かれて活動しています。

第1部会：外部団体への委員派遣、外国における模倣品・海賊版対策についての情報収集及び会員への情報提供等

第2部会：水際手続きに関して国内外の税関及び関係団体との交流、情報・意見交換及び集合研修開催等

IIPPFには、中国、アジア太平洋、中東アフリカ、インターネット、啓発といった部会があるため、各部会に委員を派遣しています。

委嘱事項にある団体以外に、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）との交流もあります。

CODAの総会に参加しましたが、少人数ながら、有名企業のトップが参加しており、コンテンツビジネスにおける模倣対策の重要性を改めて認識しました。

その他、今年は、模倣対策に関するセミナーを2本開催する予定です。

(8) 弁理士紹介制度WG

弁理士紹介制度WGは、各地域会の委員より、弁理士紹介制度の現状をご報告いただき、お互いに刺激を受けて、さらに工夫をしていくこと、他の地域会にも同制度の導入をお願いしていくことを目的としております。

ワーキンググループ長は、瀧野文雄先生です。

現在、同制度は、東海会、関東会、関西会、九州会、東北会、中国会、四国会で導入されており、各地域会のマンパワーに応じた制度となっております。

3. おわりに

令和7年度事業計画を達成すべく、北村修一郎会長、他の副会長、執行理事と共に、残りの副会長の職務を精一杯務めてまいります。

会員の皆様には、引き続き会務へのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。